

# 真庭市いじめ問題対策基本方針

－ 輪をえがく その中にみんなという！ －



平成 29 年 9 月改定  
真庭市・真庭市教育委員会

# 目 次

はじめに	2
I 基本的な考え方と対策	3
1 いじめの定義	3
2 いじめ問題についての基本的な認識と対策	3
(1) 未然防止	3
(2) 早期発見	5
(3) いじめへの対処	9
(4) 家庭・地域・関係機関との連携	9
(5) 保護者の責務	9
II いじめ問題への取組推進機関等	10
1 いじめ問題への対策のために市が設置する機関等	10
(1) 「真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会」(仮称)の設置	10
(2) 「真庭市いじめ等学校問題対策チーム」(仮称)の設置	10
2 いじめ問題への対策のために学校が設置する機関等	10
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2) 「いじめ対策委員会」(学校が名称決定)の設置	10
3 重大事態への対応	11
(1) 学校または市教育委員会による調査	11
(2) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	11
III その他の重要事項	12
1 基本方針の点検・評価・見直し	12

## はじめに

学校は、楽しいところ・ワクワクするところ・ドキドキするところ、そして、発見があるところ。私たち教育関係者の願いでもあり、多くの保護者・地域の方の願いでもあると思います。

ところが、学校を、行きたくないところ・怖いところ・つらいところに変え、命さえ危険にしてみよう行為に「いじめ」があります。

いじめは、決して許されない行為です。みんなが安心して過ごせる学校づくりを進めると同時に、いじめのサインは見逃さず、すぐに対応する取組を進めていきましょう。

「いじめのない学校づくりのために」より （平成 23 年 真庭市教育委員会学校教育課発行）

真庭市教育委員会は、『個性と能力を十分に伸ばし、互いにライフスタイルを応援しあう「まち」』を教育振興基本計画で掲げ、子どもを中心に、子どもにつながるすべての関係者が一体となって未来を創造する人づくりを目指してきました。すべての子どもたちに笑顔があふれ、夢と希望をもって自ら学ぶ子どもたちを育成することは、市民全体の切実な願いであり、私たち大人の責任です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもたちの生命や心身に重大な危険が生じるような事態が発生しており、大きな社会問題となっています。本来、仲間と共に活動し学び合う中で、将来への夢や希望を育てていく子どもたちが、いじめや暴力等で心身に大きな傷を負うようなことは、絶対に防がなければなりません。

いじめの問題は、人の生き方に関わる問題です。本来、子どもたちは、家庭、学校、社会をはじめとした諸関係の中で自己有用感と他者への信頼を、人を人として尊重する態度を身につけていきます。いじめの問題は、子どもにつながるすべての者が、自らがどう生きるべきか、子どもにどう接するべきかを問われる問題であると言えます。

本市では、今までも「いじめのない学校づくり」を目指して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を行ってきました。今後、いじめ防止の取組をさらに推進し、子どもの生活そのものを豊かにしていくために、関係者が自らの役割を果たすこと、子どもも大人もSOSが出しやすい体制を整備すること等、社会全体で子どもを守り育てるという強い決意を込めて、ここに真庭市の基本方針を定めます。

# I 基本的な考え方と対策

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」（平成25年法律第71号）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

## 2 いじめ問題についての基本的な認識と対策

### （1）未然防止 —すべての児童生徒を対象として！—

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という認識の下、関係者が一体となりすべての児童生徒を対象にいじめを生まない取組を進めます。

#### ① 基本的な認識

##### □ 授業の充実 —勉強がわかる・仲間がいる— □

真庭市では、「授業づくり」と「集団づくり」を学校教育の柱として、分かる授業、参加・活躍できる授業づくりと、お互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自身がつくり出していく教育を推進しています。これが、いじめの未然防止の基本スタンスです。

学校での生活は、各教科等の授業時間が多くを占めます。その時間が、それぞれの児童生徒にとって参加が約束され、仲間と学ぶ意義や喜びを実感し、分かったという達成感を共有する場となることが大切です。

##### □ ルールの定着 —人を大切にする態度として— □

「だまって早く集合する」「授業開始時には着席している」「失敗を笑わない・冷やかさない」等、こうしたルールづくりを重視します。ルールは、児童生徒が安心して生活する土台であり、自分たちでよりよいくらしを築いていくための約束です。児童生徒が自分たちでルールづくりをし、それを守っていけるようにします。集合を早くすることも、だまって話を聞くことも、一緒に過ごす仲間の時間や学びを尊重するという、人を大切にする態度の一つの形です。

教職員が児童生徒を管理して、全て従わせるということではありません。約束は守らせませんが、学校生活の中で生起する問題は、児童生徒が自分たちで乗り越えら

れるよう課題を与えながら、ルールの内在化を図ります。自治の力を高めていくことで確かなルールが確立し、生活に不安がなくなること、生まれた問題を自分たちで乗り越えようとする、これは、いじめを生まない集団づくりの大きな力です。

### □ 信頼の醸成 —子どもをつなぐ場がある— □



「いじめはいけない」「何がいじめなのか？」というテーマを明確にした指導は、人間関係のトラブルが発生しやすい時期を踏まえて行うことを大切にします。また、児童生徒が目標を明確にもち、一緒に活動し、達成感を共有する場を意識的につくっていきます。学級・学年行事、学校行事等

の機会をとらえて、一人一人の活躍の場を準備し、お互いが認め合ったり心のつながりを感じたりする場面を設けます。集団や他者のために役立っている自分に気づいたり、仲間と過ごすことの楽しさに気づいたりすることは、自分への自信と仲間への信頼につながります。

### □ 家庭でのふれあい —子どもの生活を豊かにする— □

子どもの豊かな成長を培う基本は、家庭にあります。家庭で親子のふれあいを大切にし、愛されていることを実感させることが重要です。大切にされている実感が子どもの心の安定を生み、人を大切にする態度の土台となります。

## ② 市が取り組む対策

すべての児童生徒が安心でき、自己有用感をもてる学校づくりのために、活躍と認め合いと達成感のある「授業づくり」と「集団づくり」を一元的に進めます。また、自他を等しく尊重し合える態度を養い、「いじめは決して許されない」との認識を確かにします。

### ア 授業づくりと集団づくりの推進

- 小・中連携による中学校区での授業規律等の教育文化をつくる授業改善
- 実物投影機・プロジェクター等のICT（情報通信技術）機器の活用による児童生徒の言語活動の充実

- アセスメントツール（心理検査）等を活用した学級集団づくり

### イ 教員研修の充実

- 真庭市学校教育センターでの授業を軸にした研修
- 教育の情報化研修での情報モラル校内研修支援
- リーフレット「いじめのない学校づくりのために」の普及

## ウ 家庭・地域連携

○あいさつ運動の推進と地域連携推進

○土曜授業の実施と児童生徒の生活習慣に係る連携推進

○地域住民の教育参画の推進

エ 真庭市いじめ問題対策基本方針にもとづく施策の点検・評価

オ 幼児教育・就学前の取組

いじめの未然防止に向けて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で、相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう取組を促す。

### ③ 学校が取り組む対策

いじめはどの子にも起こりうるという事実を重視し、児童生徒が安心して過ごせるルールづくりを進めます。また、力を寄せ合う経験やその中で達成感を共有する場を設け、自己有用感を不断に育む集団づくり、授業づくりを通して、互いを尊重し合う学校風土をつくります。学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動の推進により、いじめに向かわない態度・能力を育成します。

さらに、教職員が児童生徒の状況について日常業務の中で話題にしたり共有したりできる校内体制を確立し、教職員の人権感覚の向上や対応能力の育成を図ります。その際、教職員の何気ない言動が、いじめを助長することになる場合があることを深く理解し、指導の改善に取り組みます。また、地域、家庭と一体となった取組を推進していきます。

ア いじめに関する研修の実施

イ 児童生徒相互の学び合いを重視した授業づくり

ウ 成功体験や達成の共有を重視した集団づくり

エ 道徳教育及び人権教育の充実を図る

オ 家庭や地域・関係機関との連携

カ いじめ防止推進体制の整備

キ 学校いじめ防止基本方針の周知（保護者・児童生徒・地域）

ク 学校いじめ防止基本方針に基づく点検・評価



## (2) 早期発見 —アンテナを高く広く!—

いじめの問題は、未然防止の取組を重視しながらも、いじめが疑われる状況が発生したら、早期に発見し対応することが大切です。これは、児童生徒を大切にする学校の姿勢です。その際、日常の観察、面談、質問紙調査などを組み合わせて実施します。

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、小さな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要です。

### ① 基本的な認識

#### □ 観察の充実 □

児童生徒の様子の変化は、日常生活に表れます。わずかな変化を見逃さない教職員の観察眼を磨き、感性を高めることが大切です。「いじめのない学校づくりのために」（H23 真庭市教育委員会発行H27.9月改訂）等を活用して、日常的な観察を大切にします。

#### □ 教育相談の活用 □

いじめの問題に特化したものだけでなく、定期的な教育相談の機会を設け、児童生徒の声に耳を傾けます。ちょっとした言葉の端々にSOSのサインが隠れている場合があります。また、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の整備を進めます。

#### □ アンケートの実施 □

いじめに関するアンケート調査は、「早期発見」のためではなく、「取組評価」のために実施します。学校が取り組んでいる未然防止の策が成果をあげているかを把握します。この中で、いじめに関する回答が多く見られるようであれば、緊急の教育相談等の対応を考えていきます。

#### □ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の普及への対応 □

SNS等の普及は様々な便利さを向上させた一方で、児童生徒が犯罪に巻き込まれたり、いじめの潜在化を招いたりする危険の増大にもつながっています。利用実態の把握や、情報モラル教育の推進に取り組みます。また、保護者への啓発と連携を強め、適切な利用について協力協働を広めます。インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行います。

#### □ 校内体制整備 □

いじめが深刻化した事案には、発見が遅れた場合もありますが、教職員が気づいていた、あるいは、保護者や子どもを含めた周囲の者から相談を受けていたのに対応できていなかったというケースが多く見られます。一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が丸となって組織的に対応することが大切です。早期対応を支えるために、情報と対策が共有される校内体制づくりを進めます。

#### □ SOSが出せる環境 □

いじめの問題は深刻化すると、子どもたちの心や生命に重大な危険を及ぼします。

これを避けるためには、SOSが出せる環境づくりが大切になります。学校での調査や教育相談もその機会の一つですが、家庭での信頼関係の構築が極めて重要です。子どもたちにとって、最も自分を大切に思っている人が身近にいて、いじめで悩んでいる時には、それを伝えたり相談したりできるような家庭のあり方が求められます。

## ② 市が取り組む対策

「観察」「相談」「調査」を組み合わせ、早期に発見し対応するシステムづくりを進めます。また、教職員の人権感覚を高め、児童生徒の些細な変化を見逃さず、適切な関わりをもつことに努めます。

### ア 授業づくりと集団づくりの推進

- 学校訪問の実施による授業改善と児童生徒の観察体制の指導
- アセスメントツール（心理検査）を活用した要支援者の把握

### イ 相談体制の整備

- 各校における定期的な教育相談の実施
- 各校における定期的なアンケートの実施
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の整備
- いじめ等の月例調査の実施と活用

## ③ 学校が取り組む対策

日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒のわずかな変化を見逃さないようにします。また、教職員一人一人が認知した変化を、学校全体で共有し、組織対応ができる校内体制を構築します。

アンケートや教育相談を適宜実施し、いじめ防止の取組の推進状況や児童生徒や保護者の悩みをしっかりと受け止める機会を充実させます。

### ア 教職員による観察や情報交換

### イ 定期的なアンケート調査等の実施

### ウ 教育相談の実施と活用

### エ 家庭との連携

### オ 児童生徒のSNS等の利用実態把握と指導及び保護者への啓発



### (3) いじめへの対処 —組織で対応!—

いじめが確認された場合、早急な対応と解決が求められます。これは、児童生徒の生命と人権を大切にするという学校の決意でもあります。

#### ① 基本的な認識

##### □ 安全の確保 □

いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認します。そして、当該児童生徒に寄り添いながら、事実関係の聞き取りや場合によってはカウンセリング等を行います。

##### □ 組織対応 □

いじめたとされる児童生徒に対して、事実を確認し適切な指導をする等組織的な対応を行います。また、家庭や関係機関への連絡や相談が必要になります。このため教職員は、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、いじめが確認された場合の対応について共通理解を図り、組織体制を整えます。

#### ② 市が取り組む対策

- ア 学校いじめ事案発生時の指導助言
- イ スクールソーシャルワーカーの派遣
- ウ 関係機関との連携・接続  
(警察・児童相談所・医療機関・法務局等との人権擁護機関等)
- エ 安心して学校生活を送れるようにするための措置

#### ③ 学校が取り組む対策

いじめと疑われる行為を発見した場合は、直ちにその行為を止めさせ、行為を受けた児童生徒の安全を確保します。また、いじめに関する通報等があった場合は傾聴し、直ちに学校内で情報を共有します。その際、把握した事実に基づいて速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応をします。さらに、状況に応じて、関係機関と連携した対応を進めます。

- ア いじめの発見や相談を受けたときの対応
- イ 教職員の組織的対応と関係機関との連携
- ウ いじめられた児童生徒及び保護者への支援
- エ いじめた児童生徒への指導及び保護者への助言
- オ その他の児童生徒への指導



カ いじめ解消後の継続的な指導

キ いじめに係る情報の適切な記録

※発達障害を含む障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行い、対応を進めます。

#### （４）家庭・地域・関係機関との連携 ーつながる！ー

「子どもたちのよりよい成長を」という一点での、学校と家庭・地域の協力共働を広げることが大切です。子どもたちのがんばる姿を多くの目で見守り励ますことは、児童生徒に自己有用感・自己肯定感を育む上からも有効です。

また、児童生徒の健全育成に関わる各種機関と情報の共有を図り、連携を強めます。いじめが確認された場合、早急な対応と解決が求められます。これは、児童生徒の生命と人権を大切にするという学校の決意でもあります。

#### （５）保護者の責務 ー第１の理解者にー

いじめ防止のために、子どもの教育に基本的役割を担う保護者の責務は重大です。幼少期からの親子関係づくりや自己肯定感の醸成に努め、思いやりの心や善悪を判断する力を育むための指導に努めることや、学校と連携して、いじめ防止の取組を推進することも大切です。また、悩みを相談できる良好な親子関係づくりに努めるとともに、インターネットや携帯電話等の利用については、実態の把握とルールづくりを確実に行う必要があります。

#### ◇いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。次の２つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも３カ月以上）継続して止んでいること。
- ② いじめられている児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要があります。

## Ⅱ いじめ問題への取組推進機関等

### 1 いじめの問題への対策のために市が設置する機関

#### (1) 「真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会」の設置

真庭市教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関や団体と連携し、いじめ防止に向けた取組を推進するため、「真庭市いじめ等学校問題対策連絡協議会」（仮称）を設置します。

#### (2) 「真庭市いじめ等学校問題対策チーム」の設置

真庭市教育委員会は、いじめの問題等の重大事態に対応するため、「真庭市いじめ等学校問題対策チーム」（仮称）を設置し、必要に応じて招集します。このチームは、第三者の参加を図り、公平性・中立性の確保に努めます。

#### 【真庭市いじめ等学校問題対策チームの役割】

- ① 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなどして、問題の解決を図ります。
- ② 真庭市教育委員会が、いじめ防止対策推進法第 28 条に規定する重大事態についての調査を、設置者として行う場合に、この調査を行います。

### 2 いじめ問題への対策のために学校が設置する機関等

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

市立小中学校は、当該小中学校の実情に応じて、自校におけるいじめ防止等について、基本的な方向や内容を、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）として定めます。また、定めた学校基本方針は、積極的に公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。

#### (2) 「いじめ対策委員会」（学校が名称決定）の設置

学校でのいじめ防止・いじめの早期発見・いじめへの対処等の対策を、効果的に行うために、複数の教職員等によって構成される組織を常設します。また、必要に応じて心理や福祉などの外部専門家の参加を得て対応し、いじめ問題の解決を図ります。

### 3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第 28 条 1 項において、以下のような場合が、いじめの重大事態であると示されています。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校は、重大事態と把握したとき、迅速かつ適切に対応します。

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により重大事態が疑われる段階から適切に対応します。

#### （1）学校または市教育委員会による調査

ア 学校は、重大事態であると判断した場合及び重大事態になる恐れがあると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は速やかに市長に報告します。

イ 学校又は教育委員会は、事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にする調査を実施します。

ウ 学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明を行います。

エ 教育委員会は、調査結果を市長に報告します。

#### （2）重大事態の報告を受けた市長の再調査等

ア 重大事態の報告を受けた市長は、事態への対処又は同種の事態の防止のために必要と認めるときは、調査の結果について、附属機関を設けて調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。

イ 再調査を行う組織は、いじめ事案の関係者と直接の関係のない者で、専門的な知識や経験をもつ者で構成し、公平性・中立性を図ります。

ウ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえて、重大事態への対処のために必要な措置を行います。

エ 再調査を行った場合、市長はその結果を議会に報告します。

### Ⅲ その他の重要事項

#### 1 基本方針の点検・評価・見直し

この基本方針は、法の施行状況や国及び県の基本方針の変更等を勘案して、内容の見直しを検討します。

加えて市は、学校における学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、自ら公表するよう働きかけます。